

8月の新型コロナウイルス情報

令和5年春開始の追加接種について

現在実施しているオミクロン株対応2価ワクチン追加接種は、8月31日をもって終了します。

接種対象者で、接種を希望する方は、お早めにご予約下さい。

※対象者

- ① 65歳以上の方（令和5年8月31日までに65歳に達する方）
 - ② 基礎疾患を有する方、または重症化リスクが高い方
 - ③ 医療従事者、介護施設・障がい者施設従事者
- ※②③の方は申請が必要です

(1) 電子申請

下記の二次元バーコードからお申し込みください



(2) 郵送申請

北斗市役所保健福祉課宛

(3) 窓口申請

市役所保健福祉課、総合分庁舎、七重浜・茂辺地両支所に申請書を提出ください。

※申請書は各庁舎に設置しているほか市公式ホームページからダウンロード可能です。

その他の接種について

● 乳幼児（6か月～4歳）

・接種日／8月5日(土)

・使用ワクチン／乳幼児用ワクチン

● 小児（5～11歳）

(1) 2回目接種

・接種日／8月18日(金)

・使用ワクチン／小児用従来型ワクチン

(3) 4回目接種

・接種日／8月19日(土)

・使用ワクチン／5～11歳用オミクロン株対応2価ワクチン

● 12歳以上の1・2回目接種

・接種日／8月26日(土)

・使用ワクチン／ファイザー社製従来型ワクチン

令和5年秋開始の追加接種について

9月より、5歳以上の方を対象とした追加接種が始まります。

使用するワクチンは、現在の流行主流株である「オミクロン株XBB

・1系統の成分を含有する1価のワクチン」となる方針が示されています。

接種券の送付時期や予約方法等の詳細については、市公式ホームページ

や広報9月号でお知らせいたします。

問 北斗市新型コロナウイルスセンター

コールセンター

0570-0000-3338

(平日午前9時～午後4時)

国民健康保険に加入している方へ

高額療養費制度のお知らせ

同じ月内で医療機関に支払った自己負担額（保険適用外を除く）が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として支給します。なお、支給時期は、診療を受けた月から最短で2～3か月後です。

限度額は、毎年8月に世帯の前年の所得によって判定されます。

【高額療養費の計算方法】

● 70歳未満の方

同一世帯で同じ月内に、受診者・医療機関ごと（入院・外来ごと、歯科・歯科ごとに分けます。薬局分は処方医療機関分の医療費に合算します）に計算して21,000円以上の支払いが複数あった場合等、それらを合算し、自己負担限度額を超えていた場合、高額療養費の対象となります。

● 70歳以上の方

同じ月内に支払った医療費を合算して自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の対象となります。なお、70歳未満の同一世帯員の医

療費を合算する場合は、自己負担額は70歳未満の区分が適用されます。

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証
- マイナンバーが確認できる書類
- 医療機関の領収書
- 振込先となる世帯主の預金通帳（写し可）

限度額適用認定証について (限度額適用標準負担額減額認定証)

すでに交付を受けている方で認定証の有効期限が切れている場合は、8月中に申請手続きを行ってください。（自動更新ではありません）

※70歳以上の方で高額療養費区分「一般」と「現役並みⅢ」に該当する方は、申請が不要です。

【申請に必要なもの】

- 国民健康保険被保険者証
- マイナンバーが確認できる書類
- ※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）が必要です。



問 市役所国保医療課国保係

「内線1225～125」